

第86回青森県森林審議会

議 事 録

日時：令和3年12月17日（金） 13時30分～15時30分
場所：ウェディングプラザアラスカ4階「ダイヤモンドの間」（青森市）

1 議 事

(1) 審議事項

津軽地域森林計画（案）

東青・三八上北・下北地域森林計画変更計画（案）

(2) 報告事項

森林・林業施策の取組

2 出席委員（10名）

- ・ 伊 藤 幸 男 委員
 - ・ 大 山 慎 司 委員
 - ・ 今 嵜 由 子 委員
 - ・ 齋 藤 渉 委員
 - ・ 下久保 仁志 委員
 - ・ 高 樋 忍 委員
 - ・ 坪 栄 子 委員
 - ・ 船 橋 茂 久 委員
 - ・ 本 間 家 大 委員
 - ・ 吉 田 豊 委員
- （五十音順）

3 県側出席者

- ・ 青山副知事
- ・ 石澤農林水産部次長
- ・ 及川林政課長
- ・ 竹内団体経営改善課長
- ・ 工藤林政課長代理
- ・ 林政課各グループマネージャー

4 関係機関出席者

- ・ 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所 木村所長

5 議長選出

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、本間会長が議長

6 議事録署名者の氏名

議長が大山委員と下久保委員を指名

7 森林審議会答申

原案のとおり決定されるのが適当である

8 審議経過

別紙のとおり

別紙 審議経過

発言者	発言内容
司会	<p>ただ今から「第86回青森県森林審議会」を開催いたします。開会に当たりまして、知事の挨拶がございます。</p>
青山副知事	<p>私は副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本日、三村知事は、予定が重なり出席がかないませんでした。知事から開会に当たりましての挨拶を預かって参りましたので代読させていただきます。</p> <p>本日は、年末のお忙しい中、第86回青森県森林審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様には、日頃から本県の森林・林業行政の推進はもとより、県政全般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、県では、令和5年度を目標年とする「青森県森林・林業基本方針」に基づき、関係機関と連携しながら、これまで、六戸町のLVL工場や、平川市と八戸市の木質バイオマス発電施設等における県産木材の利活用をはじめ、「青森きくらげ」の生産振興など、「緑豊かな森づくりと森林資源の循環利用」に向けた各種施策を展開してきたところです。</p> <p>また、林業就業者の減少や、高齢化の進行に伴う、労働力不足が深刻となるなど、本県林業を巡る状況は厳しさを増す中、県といたしましては、本県の林業・木材産業を着実かつ持続的に発展させていくことが極めて重要であると考え、林業を担う人財を育成する「青い森林業アカデミー」を今年4月に開講したほか、近年の木材需要の高まりを捉え、SNS等も活用して県産材住宅をPRするなど、県産材の利用促進にも積極的に取り組んできたところです。</p> <p>さらに、政府においては、森林・林業・木材産業の「グリーン成長」によって、2050年のカーボンニュートラルを実現させるなどとする新たな森林・林業基本計画を今年6月に策定したところであり、県といたしましては、今後とも、関係機関等と一体となって、本県の林業・木材産業の持続的な発展に繋げていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、民有林を対象とした森林整備の目標や指針等を定める森林計画などについて御審議いただくほか、県の森林・林業施策の取組状況と今後の方向性等について、御意見をいただくこととしております。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの専門的な立場や経験から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。</p> <p>令和3年12月17日 青森県知事 三村 申吾</p>

司 会	<p>本日の審議会は、委員12名のうち、10名の皆様に御出席いただいております。</p> <p>よって、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>次に、今年度、2名の委員の委嘱替えをさせていただきましたので、皆様に御紹介させていただきます。</p> <p>青森県町村会 会長の船橋 茂久委員でございます。</p> <p>もう1名は、東北森林管理局青森森林管理署 署長の村上 卓也委員でございますが、本日は欠席されています。</p> <p>続きまして、県側の出席者を紹介いたします。先ほど御挨拶を申し上げました、青山副知事です。農林水産部次長の石澤です。林政課長の及川です。団体経営改善課長の竹内です。地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所所長の木村です。</p>
司 会	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会の会長が議長を務めることとなっております。このため、会長の本間様に議長をお願いします。</p>
本間会長	<p>会長の本間でございます。</p> <p>近年、本県の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、木材生産の停滞や、ウッドショックによる木材の不足や価格高騰など、大きく変動しています。</p> <p>このような状況を踏まえて、森林資源を循環利用し、林業を成長発展させていくため、業界や行政が何をすべきか、委員皆様としっかり議論していきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、挨拶とさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、議事録署名者を決めたいと思っておりますが、前例に従いまして、議長から指名してよろしいでしょうか。</p>
委 員	【異議なしとの声】
議 長	では、大山委員と下久保委員にお願いします。
議 長	<p>議事に入ります。本日の案件のうち、審議事項は、「津軽地域森林計画(案)」と「東青・三八上北・下北地域森林計画変更計画(案)」となります。</p> <p>はじめに知事から当審議会に対して諮問をお願いします。</p>

副知事 ↓ 議長	<p>諮問書</p> <p>森林法第6条第3項の規定により、別添津軽地域森林計画（案）及び東青・三八上北・下北地域森林計画変更計画（案）について、貴会の意見を求めます。</p> <p>青森県森林審議会 会長 本間家大 殿 青森県知事 三村申吾 よろしく申し上げます。</p>
司会	<p>青山副知事は所用のため、ここで退席させていただきます。 【青山副知事退席】</p>
議長	<p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
及川課長	<p>それでは資料1により津軽地域森林計画（案）の概要について説明いたします。</p> <p>今回樹立する地域森林計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。</p> <p>1ページを御覧ください。</p> <p>まず、「森林計画制度の概要」について説明いたします。</p> <p>今回お諮りする「地域森林計画」は、国の定める「全国森林計画」に即して、民有林について知事が森林法に基づき、5年ごとに10年を1期として、森林関連施策の方向や施策の基準、目標等を定める計画です。</p> <p>また、森林計画区ごとに森林整備の目標を定め、目標達成に必要な森林施業や条件整備等の指針や基準を明示しており、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の規範となる計画です。</p> <p>次の2ページを御覧ください。</p> <p>御覧の体系図のとおり地域森林計画は、森林・林業基本法や森林法に基づき体系化されている計画です。</p> <p>今年度は、国の政策の方向や目標を示す新たな「森林・林業基本計画」が6月に閣議決定され、この考えに即して「全国森林計画」が変更されるとともに、森林計画制度の運用見直しが行われました。</p> <p>これに伴い、県や市町村においても、地域森林計画及び市町村森林整備計画に必要な事項を反映させることとしています。</p> <p>なお、県独自の5か年計画である「青森県森林・林業基本方針」は、地域森林計画との整合を図って作成されています。</p> <p>次の3ページを御覧ください。</p> <p>新たな森林・林業基本計画と森林計画の概要を御説明します。</p> <p>「森林・林業基本計画」の概要ですが、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させる「グリーン成長」を掲げ、5つの方向で施策を展開していくこととなっています。</p> <p>この施策のうち、1にある森林資源の適正な管理・利用に向けては、森林資源の保続を確保するとともに、造林、保育、伐採等の森林施業を適切</p>

に行っていく必要がありますが、現在、再造林面積が低位にあることや、粗雑に作設された集材路からの土砂流出や、更新方法の検討が不十分で天然更新が完了していないケースも見受けられるなど、適正な伐採と更新の確保が必要となっています。

4 ページを御覧ください。

こうした中で、変更された「全国森林計画」では、木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進や、天然更新の不確実性に留意した上での適切な更新方法の選択、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保、走行車両の大型化や、豪雨の増加傾向等を踏まえた林道整備 などの記述が新たに盛り込まれ、併せて計画量の見直しも行われました。

これに即して、県では「地域森林計画」において、木材等生産機能維持増進森林のうち、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域の設定基準を新たに設け、当該区域の人工林皆伐後は原則、植栽により更新することや、天然更新の際は、前生稚樹の生育状況や母樹の存在などの森林の現況に留意すること、立木を伐採する際には国が作成した指針を踏まえ、適切な搬出を実施すること、林道整備については、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応を踏まえ、優先順位に応じて推進していくこと などを盛り込み、津軽地域の樹立を行うほか、東青、三八上北、下北地域の計画についても変更を行うこととしています。

また、変更された全国森林計画に即して、天然更新の計画量見直しも行います。

5 ページを御覧ください。

ここから、津軽地域森林計画について説明します。

計画の大綱です。本県は、「東青」、「津軽」、「下北」、「三八上北」の4つの森林計画区からなり、今年度は津軽森林計画区が樹立年度となっています。

津軽森林計画区は、県の西部に位置する5市7町2村からなり、総面積は33万5,000ヘクタールで県土面積の約35パーセントを占めています。

次の6 ページを御覧ください。

本計画区の森林面積は民有林、国有林合わせて約21万2,000ヘクタールで、左のグラフのとおり県内の森林面積の約34パーセントを占めています。

また、計画区内における民有林面積は、右のグラフのとおり全体の約25パーセントで国有林の割合が高い地域となっています。

次の7 ページを御覧ください。

計画の対象とする森林面積である民有林面積は、表のとおりで、5万3,243ヘクタールとなっています。

次の8ページを御覧ください。

民有林の森林資源についてです。掲載している円グラフは樹種別面積を青森県全体と本計画区とで比較したものです。

本計画区においては、民有林面積約5万3,000ヘクタールのうち、スギやアカマツ、クロマツ等の針葉樹が約3万1,000ヘクタールと約58パーセントを占め、県全体の傾向と同様となっています。

樹種構成では、屏風山の海岸防災林に代表されるクロマツの割合が約8パーセントと県平均より高くなっています。

次の9ページを御覧ください。

人工林の齢級構成についてです。青森県全体と本計画区とで比較したもので、本計画区は10齢級から12齢級に大きなピークがあり、高齢級に移行しています。

また、近年はヒバの植栽が進み、1～4齢級でヒバの占める割合が高くなってきています。

なお、本計画区の人工林率は約54パーセントで、県平均の55パーセントと同水準となっています。

次の10ページを御覧ください。

計画の樹立に当たっての基本的考え方についてです。まず、現状と課題ですが、1つ目は「森林機能に対する県民ニーズの高まりへの方策」です。

水源の涵養や山地災害の防止など、森林の持つ公益的な機能の発揮に対する県民のニーズは益々高まっていることから、適正な施業の実施や森林の保全の確保による森林資源の維持造成が必要となっています。

2つ目は「利用期を迎えた森林資源の活用の推進」です。

当計画区は、これまで積極的に植栽されてきたスギを主体に、屏風山などのクロマツや、世界遺産白神山地周辺のナラやブナをはじめとする広葉樹など、多様で豊かな森林資源を有しています。

特に、スギを主体とする人工林資源は本格的な利用期を迎えており、こうした中で本計画区に整備された木質バイオマス発電施設や、隣接する計画区におけるLVL工場の稼働などに伴う木材需要に対応するため、安定供給体制の一層の強化が必要です。

3つ目は「再生林の推進」です。

森林資源量の充実に伴い主伐面積が増加傾向にある一方で、再生林率が低迷していることから、森林資源の循環利用に向けて、コンテナ苗の普及などによる低コスト造林を促進し、積極的に再生林を進めることが必要です。

4つ目は「森林病虫獣被害の防除」です。

当計画区内の深浦町で発生した松くい虫やナラ枯れ被害は、新たな箇所での発生が確認されるなど、予断を許さない状況となっており、被害地域の拡大防止のため徹底した防除対策が必要となっています。

このような現状と課題を踏まえて、これまでの実績や今後の動向等を勘案しながら、森林の整備や保全に関する基本的な事項を定め、それに基づく伐採立木材積や造林面積等の具体的な計画量について定めるものです。

次の11ページを御覧ください。

次に具体の計画事項について説明します。

1つ目の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」については、森林の多面的機能を発揮させるため、森林整備に当たっては、表にあります機能毎の望ましい森林の姿を目標として、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとしています。

次の12ページを御覧ください。

2つ目は、「森林の整備に関する事項」についてです。まず、(1)の「森林の立木竹の伐採」に関して、主伐は、皆伐又は択伐によることとします。

また、集材については、国が作成した「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法で実施することとします。

立木の主伐の時期の指標となる標準伐期齢は、表のとおり、スギは45年、クロマツ・アカマツ、カラマツは40年、その他針葉樹については55年としています。

また、広葉樹については、県内におけるきのこ原木の安定的な供給を確保するため、「きのこ原木用」を20年とし、それ以外の広葉樹は30年としています。

次の13ページを御覧ください。

(2)の造林に関して、人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、ヒバや広葉樹などの多様な樹種による造林や、少花粉スギなど花粉症対策に資する苗木の植栽を推進します。

また、コンテナ苗の活用や、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等による低コスト造林を推進します。

天然更新については、前生稚樹の生育状況等、森林の現況にも留意することとするほか、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準を市町村森林整備計画において定めることとします。

次の14ページを御覧ください。

(3)の間伐及び保育に関して、間伐の実施に当たっては、伐採率を材積で35パーセント以下とするとともに、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

また、下刈りや除伐については、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。

次の15ページを御覧ください。

(4)の公益的機能別施業森林等の整備に関して、森林の有する公益的機能や木材生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林の区

域については、市町村が設定することとなっています。

この設定基準や、施業の方法について、例えば、水源かん養機能維持増進森林の場合は、水源かん養保安林や、ダム集水区域等の周辺の森林を設定することとし、伐期の長期化を図るなど、機能ごとに示しています。

このうち、木材生産機能維持増進森林の中に新たに「特に効率的な施業が可能な森林」を設定することとし、人工林中心で林地生産力が高いなどの設定基準や、人工林皆伐後は原則、植栽により更新することなどを定めます。

次の16ページを御覧ください。

(5)の林道等の開設に関して、路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとし、傾斜や事業量のまとまりなど、地域の特性に応じて推進することとします。

そのため、基本的な考え方を傾斜区分に応じて下の表のように設定しています。

次の17ページを御覧ください。

(6)の施業の合理化に関して、この中の森林経営管理制度の活用方針について御説明します。

森林経営管理制度は、森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が中心的な役割を担い、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものです。

この仕組みを促進するため、森林計画制度にも位置づけることとし、地域森林計画では「森林管理制度の活用に関する方針」を定め、市町村を支援し制度の活用に努めることとします。

次の18ページを御覧ください。

3つ目の「森林の保全に関する事項」についてです。

(1)の鳥獣害の防止に関しては、鳥獣害防止森林区域及び鳥獣害の防止の方法を市町村森林整備計画において定めることになっているため、地域森林計画ではその基準等を示しています。

市町村森林整備計画で鳥獣害防止森林区域が設定された場合には、これに基づき、森林経営計画で区域内での防止方法が計画され、森林整備と一体となった取組が促進されることとなります。

次の19ページを御覧ください。

(2)の森林病虫害の駆除及び予防に関しては、本計画区において確認されている松くい虫被害やナラ枯れ被害について、他地域への拡大を防止するため、関係機関と連携して被害木の駆除の徹底や、早期発見の取組を実施します。

ニホンジカについては、近年、本計画区においても目撃情報が増加しており、本年11月22日現在で34件の目撃がありました。このため、国

や市町村等の関係機関と連携し、目撃情報の収集等を推進します。

次の20ページを御覧ください。

4つ目として、「前期計画の実行評価及び今期計画の計画量」についてです。

具体的な説明に入ります前に、計画期間の考え方について説明します。右下にあります「計画期間の考え方」の図を御覧ください。

10年を1期とする地域森林計画の前半5年を前期計画、後半の5年間を後期計画としております。

今回の「現行計画の実行評価及び次期計画の計画量」の説明の対象となりますのは、前回樹立した「現行計画」と今回お諮りする「次期計画」のうちの「前期計画」が対象となります。

なお、左下の棒グラフの見方につきましては、オレンジ色が現行計画、紫色が実績量、緑色が次期計画となっております。

それでは、(1)の「伐採立木材積」について説明いたします。

主伐・間伐の実績については、現行計画における主伐と間伐を合わせた伐採立木材積の実行率は84パーセント。うち、主伐の実行率は173パーセント、間伐の実行率は39パーセントでした。

主伐は、人工林資源の充実や原木需要の増加により計画を上回ったものと考えられます。一方、間伐は、施業の集約化が進まず、計画を下回ったものと考えられます。

次期計画の考え方としては、前期計画の伐採の実績では、本計画区内における木材需要の増大により主伐が大きく伸びたことに対応するため、森林資源の保続等を踏まえ間伐を積極的に推進しながら、主伐と間伐を合わせた伐採立木材積を現行計画と比較し、14パーセント増で計画します。

次の21ページを御覧ください。

(2)の人工造林及び天然更新別の造林面積についてです。

造林の実績は、現行計画における人工造林の実行率は22パーセント、天然更新の実行率は37パーセントでした。

この要因としては、人工造林は、長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者が造林に再投資できなかつたことなどから計画を下回ったものと考えられます。天然更新は、周辺からの種子供給が少なかつたなど、現地の条件により天然更新が完了せず計画を下回ったものと考えられます。

次期計画は、人工造林については、伐採を増加させる計画であることや、造林未済地の増加を考慮し、現行計画と比較して10パーセント増、天然更新は更新の実績等を考慮して30パーセント減で計画します。

次の22ページを御覧ください。

(3)の林道の開設又は拡張に関する計画についてです。

林道の開設等の実績は、現行計画における林道の新設の実行率は7パー

セント、改築が9パーセント、舗装は4パーセントでした。

実績が低い要因としては、事業実施主体である市町村の財政事情によるものや、森林所有者の経営意欲の低下等により市町村への開設要望が減少し、計画を下回ったものと考えます。

次期計画については、林道整備が伸び悩む現状を考慮しつつ、効率的な森林管理や、木材の大量輸送等への対応を鑑み、優先度が高い路線を計画することとして、前期計画と比較し、開設（新設）においては64パーセント減、開設（改築）においては38パーセント減、拡張（舗装）においては54パーセント減で計画します。

なお、地域森林計画の計画内容に含まれない林業専用道（規格相当）の実績は右側の棒グラフに記載していますが5年間で約18キロメートルを開設しているところであり、林道等の計画と林業専用道（規格相当）の整備とを併せながら路網整備を促進していくこととしています。

次の23ページを御覧ください。

（4）の保安林整備及び治山事業に関する計画についてです。

保安林整備等の実績で、現行計画における保安林整備面積の達成率は94パーセントでした。

また、治山事業施行箇所数の実行率は70パーセントでした。

保安林整備については、保安林制度に対する理解が深まり、森林所有者等の協力を得られたことにより、ほぼ計画に達しました。治山事業については、災害発生箇所を優先して整備したことから計画を下回りました。

次期計画の考え方として、保安林整備については、引き続き保安林の指定を推進し、森林の保全を確保していくため、総数において現行計画と同水準で計画します。

治山事業については、被災箇所の復旧や森林整備を通じた県土の保全等を引き続き進めていくことが必要であることから、54か所を計画します。

以上で津軽地域森林計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

次に、資料3により地域森林計画の変更について説明いたします。

東青、三八上北、下北森林計画区の3つの計画区が変更となります。

2枚めくっていただきまして1ページを御覧ください。

計画の変更理由ですが、1つ目は、先ほど、津軽地域森林計画の冒頭でも御説明したとおり、新たな「森林・林業基本計画」に伴い森林計画制度の運用見直しが行われたことから、必要な事項を地域森林計画に反映するものです。

2つ目は、天然更新の対象樹種について、県の「天然更新完了基準」に定めた内容を地域森林計画に反映するものです。

3つ目は、先ほども御説明しました、「全国森林計画」に即して天然更新の計画量を見直すものです。

4つ目は、三八上北森林計画区について、田子町及び階上町において官行造林地の返地がありましたので、これを編入し、森林面積を変更するものです。

2ページを御覧ください。

第3の森林の整備に関する事項です。「森林の立木竹の伐採」に関しては、立木の伐採（主伐）の標準的な方法に、集材については、国が作成した伐採・搬出指針を踏まえ、現地に適した方法で行う旨を追加します。

3ページを御覧ください。

「造林」に関しては、人工造林について、特定苗木や少花粉スギなどの植栽を推進することとして苗木の増産に努めることや、低密度植栽の導入に努める旨を追加します。

また、天然更新について、前生稚樹の生育状況や母樹の存在など、森林の現況にも留意することとし、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準を市町村森林整備計画において定めることとします。

天然更新の樹種については、「青森県における天然更新完了基準」に定めた内容を反映し、「郷土樹種の広葉樹であって、将来その林分において適確な更新が可能である高木性の樹種」の文言を追加します。

4ページを御覧ください。

公益的機能別施業森林等の整備についてです。林業に適した森林でも再造林がなかなか行われないことから、林木の生育に適した木材生産機能維持増進森林において、新たに「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設けることとし、市町村が区域を特定する際の基準及び施業の方法を定めます。

5ページを御覧ください。

林道等の開設その他林産物の搬出についてです。粗雑に作設された集材路からの土砂流出が発生していることから、新たに「林産物の搬出方法」の項目を設け、国が示した伐採・搬出指針を踏まえた適切な搬出方法について定めます。

6ページを御覧ください。

森林施業の合理化についてです。林業に従事する者の養成・確保について、客観的評価の促進による処遇の改善や、ICTの活用を進めることや、高性能林業機械の稼働率向上を促進する旨を追加します。

7ページを御覧ください。

ここから、第4の森林の保全に関する事項です。「森林の土地の保全」に関しては、林地開発に関する昨今の動向を踏まえ、太陽光発電施設の設置にあたっての留意事項を追加します。

「保安施設」に関しては、災害の発生形態の変化を勘案した治山事業の

	<p>実施や、流域治水における方針を追加します。</p> <p>8 ページを御覧ください。</p> <p>第6の計画量についてです。令和3年6月に全国森林計画が変更され、天然更新の計画数量が減となったことから、これに即して、東青、三八上北、下北の各森林計画区の天然更新計画数量を約4割減とするものです。</p> <p>9 ページを御覧ください。</p> <p>三八上北地域の計画の対象とする森林の区域についてです。官行造林地の返地が田子町で22ヘクタール、階上町で26ヘクタールあり、合計48ヘクタールが新たに計画対象森林となります。</p> <p>以上で、変更計画(案)の概要について、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から「資料1」及び「資料3」について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。御発言をお願いします。</p>
下久保委員	<p>資料1の15ページ、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項の「特に効率的な施業が可能な森林の区域」について、今回、新たに「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定基準が設けられ、この区域に該当した場合は、伐採後に植栽することが原則になるということですが、所有者の中には植栽したくないという人もいるかと思うのですが、そのような場合はどうなるのでしょうか。</p>
森林計画 GM	<p>公益的機能別施業森林の整備の設定につきましては、市町村が行う森林を目的別に区分する、いわゆる森林のゾーニングとなり、将来の森林の望ましい姿へ誘導することを目的に行っているものです。</p> <p>これは、保安林の指定施業要件のような強い規制ではなく、仮に効率的な施業が可能な森林の区域で、皆伐後に植栽ではなく、天然更新という仮計画で伐採届が提出された場合においては、市町村は植栽を行うよう指導をすることになります。それでも植栽しないという場合の罰則規定はありません。</p> <p>ただし、森林所有者が「森林経営計画」を作成する場合、市町村森林整備計画に定める施業方法が認定の要件になりますので、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、皆伐後に植栽を計画していなければ認定が受けられないこととなります。この区域の設定は、森林の資源の循環利用に向けて、林業に適した森林において人工林資源を継続して造成するという主旨ですので、森林所有者への働きかけや理解を得ることを十分に行いながら、設定の主旨に沿った施業が行われるよう、進めていきたいと思っています。</p>

議 長	ほかにございませんか。
坪委員	資料1の17ページの森林経営管理制度活用の件について、東青・三八上北・下北地域において、森林経営管理制度の実績と今後の見通しについて伺います。
森林計画 GM	<p>森林管理制度につきましては、制度開始から3年目となる今年度は、意向調査の実施に着手する予定の市町村が増加し、制度運用が本格的になる見込みとなっています。</p> <p>今年の10月時点で、森林を有する37市町村のうち、12の市町村が取組の第一段階となる森林所有者の経営に関する意向調査を実施し、年度内に新たに11市町村が取り組む予定となっています。</p> <p>東青・三八上北・下北地域での意向調査については、今年度、青森市・平内町・今別町・蓬田村・田子町・南部町・新郷村・むつ市・東通村・佐井村において実施される予定です。</p> <p>また、第二段階となる森林所有者の意向を踏まえた経営管理の受託については、現在、西目屋村と弘前市が行っており、今年度は、新たに青森市と八戸市が実施予定となっています。</p> <p>第三段階となります森林整備につきましては、令和2年度までに、西目屋村が実施しており、今年度は、新たに弘前市で森林整備を行われる見込みです。津軽地区以外の3地区については、まだ西目屋村や弘前市ほどの取組は進んでいない状況です。</p>
議 長	吉田委員どうぞ。
吉田委員	<p>ただいまの質問と重複するところもありますが、私の町でも、森林経営管理制度の意向調査を行っており、森林所有者は自分の山に関心がなく放置している状況がありました。</p> <p>今後、どのように制度を浸透させ、経営のあり方・新しいやり方という部分を周知していくのか、各市町村等の担当にお知らせ願えればと思います。</p> <p>実際なかなか大変で、専門的な職員がいないため、アドバイザーの方に来ていただいています。所有者の方も話を聞いてもそこまで真剣に捉えていないところもあり、担当者が苦勞している状況です。</p> <p>今後の新たな需要を浸透させながら、どのように取り組んでいくのか伺います。</p>
及川課長	<p>お答えいたします。吉田委員のおっしゃるとおりで、市町村では、専門的な知識をもつ職員がおらず、苦しみながら、悩みながら進めています。3年程度で異動となり、また初めからやり直しといった状況も見られます。また、トータルの人員としても確保できない状況の中で、取り組んでいる状況と認識しています。</p> <p>意向調査の実施状況を見ますと、調査に回答した方の5～7割程度は森林経営を市町村に預けたいという意向を持っているようで、意外に多いな</p>

	<p>と受け止めています。</p> <p>また、山林を手放したいということで森林組合等に相談する方も多いと聞いています。</p> <p>・所有の意思については、所有者の意向がありますので、県としては、誰が森林経営を担っても、しっかりと管理・整備することが必要であると考えています。</p> <p>今後の制度推進につきまして、これまで、市町村が悩みながら進めている中で、県としてはバックアップしてきており、更に支援を続ける必要があると考えています。また、新しいやり方についても検討しており、今年度、先進地で取り組まれている「事務の合理化や集約化」などの事例は参考にしたいと考えています。</p> <p>具体的には、先日愛媛県に担当が行ってきました。愛媛県では、地域ごとに森林経営管理推進センターというものを設置し、専従職員を配置して、市町村が担うべき業務を肩代わりしています。給料等の関係もありますが、各々の市町村が出しあって雇用する事例もあります。</p> <p>そういった事例を参考に、本県に適したあり方について、市町村の意向を確認しながら、これから更に取組を進めていきたいと考えています。</p>
吉田委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>おっしゃる通りで、所有者に聞けば任せると言いますが、実際行うとなると、どのようにしていけば良いのかという部分は難しいです。</p> <p>今後、改めて市町村長を含め、所有者の方々に管理制度の内容、趣旨をお伝えし、メリットをもっと説明していただきたい。</p> <p>併せて、再造林のメリットがないとお話しする人もいますので、関係者の皆さんが誤解されないよう、管理制度と森林のあり方という部分の理解を深めるための取組を進めてくださるようお願いいたします。</p>
及川課長	<p>ただ今お話しのとおり、市町村、林業事業体、一番は森林所有者の方だと考えています。引き続き、丁寧に説明を尽くしながら進めて参ります。</p>
議長	<p>ほかにご質問、ご意見はございませんか。</p>
齋藤委員	<p>東青・三八上北・下北地域の変更計画（案）の7ページについて、「森林の土地の保全に関する昨今の動向を踏まえ」というような表現をしています。「土地の開発行為の許可基準の適正な運用」とありますが、許可基準というのは変えられるものなののでしょうか。</p> <p>今までの太陽光パネルの基準において、何が適正でなかったのか、何をどう適正化するのかという部分をもう少し具体的に教えていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
森林計画 GM	<p>林地開発の許可基準についてお答えします。</p> <p>近年、再生可能エネルギーとして、太陽光発電施設設置の林地開発許可</p>

	<p>申請が増加しています。県では、開発の許可基準として、森林の持っている公益的な機能を損なわないよう4つの基準があります。</p> <p>例えば、土砂の流出など起きないように、水源林としての水の確保、太陽光パネルであれば、パネルが光って周りに悪影響を与えないようにするなどの許可基準があります。そのような基準に則して許可を行っているところでは、</p> <p>県としては、森林の公益的機能が保たれるよう、その基準に沿って許可を行っているところでは、また、許可を行った後については、その基準に沿った施工について、指導監督を行っているところでは、</p>
及川課長	<p>補足します。この文章の中で、「許可基準の適正な運用」の「適正」という言葉が気になったのかと思いますが、これまでも本県については、適正に審査し、しっかり指導してきた経緯がございます。一方、他県では、そうではない事例も多くございます。</p> <p>今回の文言は、国が進める一律の表現でありますので、そういった状況を鑑みて、国の方でこのような形の言葉としたところでは、</p> <p>本県については、大規模なものについては森林審議会の森林保全部会でしっかり審議して対応していますので、この点についてはご安心いただければと思います。</p>
議長	<p>ほかに御質問、御意見はございませんか。</p> <p>【なしとの声】</p> <p>なければ、これから、諮問事項に対する答申について委員で協議したいと思います。</p> <p>委員以外の方は、ただいまから協議が終了するまで、退席をお願いいたします。</p> <p>【事務局退席】 【委員協議】 【事務局入室】</p>
議長	<p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>答申書ができましたので、知事に対して答申書をお渡しいたします。</p> <p>津軽地域森林計画（案）及び東青・三八上北・下北地域森林計画変更計画（案）について</p> <p>令和3年12月17日付けで諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。</p> <p>原案のとおり決定されるのが適当である。</p>

	<p>令和3年12月17日 青森県知事 三村申吾 殿 青森県森林審議会 会長 本間家大</p>
石澤次長	ありがとうございます。
議長	<p>それでは、次第の(2)の報告事項に入らせていただきます。 事務局から資料5について説明をお願いします。</p>
森林整備 GM	<p>報告事項について説明します。 それでは、森林・林業施策の取組について、資料に基づいて8項目説明させていただきます。 資料5を御覧ください。 大きく、1から4まで区分していますが、これは、お手元に配布しています、「青森県森林・林業基本方針」で、「緑豊かな森づくりと森林資源の循環利用」の基本理念のもと、森林、林業、県産材、山村の4つの政策に区分し、それぞれに取組の方針を整理していきまして、本日は、その4つの区分の中で、重点的に取り組んでいる内容について、今年度の取組状況と、今後の取組方向を説明させていただきます。 資料の1ページを御覧ください。1 森林の持つ多面的機能の発揮の、「再造林の推進」からとなります。 現状といたしまして、本県の人工林資源が利用期を迎える中、木材需要の増大に伴い主伐面積は増加傾向にある一方で、伐採跡地への再造林割合は約4分の1にとどまっています。 平成27年に再造林推進プランを策定し、これまで、一貫作業システムの実証とマニュアルの整備、コンテナ苗の施設整備支援による苗木生産体制の整備、カラマツや花粉症対策スギの採種園・採穂園整備、民間基金の創設等の取組を実施しました。 国の「森林・林業基本計画」の変更や「間伐等特措法」の改正における検討方向を踏まえ、一貫作業システムの現場への定着や安定的な造林用苗木の確保、民間基金と連携した再造林支援などに一層取り組むことが必要となっています。 今年度の取組状況といたしまして、森林所有者の再造林経費の負担軽減に向けて、造林補助事業による再造林や下刈りへの助成、また、集材と再造林の一貫作業に対する助成、青い森づくり推進機構による再造林への助成を行っています。 次に、林地保全に配慮した再造林の推進といたしまして、主伐面積が増加する一方、収益性の低さなどから、森林所有者の再造林意欲が低下し、主伐後に再造林されていない林地が増加していることから、再造林されていない林地からの土砂流出など林地災害の発生が懸念されます。 このため、林業事業体に対しては林地保全に配慮した伐採作業と低コスト再造林を促すガイドラインを、また、森林所有者に対しては再造林を促</p>

	<p>すために所有規模や自然条件等に応じた、きめ細やかな森林経営プランについて、検討に着手しています。</p> <p>具体的には、有識者及び関係団体等による県レベルの「林地保全型伐採・再造林推進委員会」を設置し、県内6地域に林業関係者による「再造林推進地域協議会」を設置しているものです。</p> <p>次に、再造林に必要な苗木の安定確保といたしまして、林業研究所東北町採種園にカラマツの採種木を育成し、林業研究所十和田ほ場内にスギ及びカラマツの特定母樹採種園を整備しています。</p> <p>なお、特定母樹とは、これまでの品種に比べ、成長が良く、これまでの概ね1.5倍以上などの特徴があり、再造林の促進に繋がることが期待されるものです。</p> <p>今後の取組方向といたしましては、引き続き、森林所有者の再造林経費の負担軽減を図りながら、再造林に適した区域を中心に、森林経営プラン等を活用して再造林の実施を働きかけていきます。また、優良な苗木を安定供給する体制整備を進め、令和9年度以降の苗木供給を目指していきます。</p> <p>再造林の推進については以上となります。</p>
<p>森林整備 GM</p>	<p>続きまして、3ページを御覧ください。</p> <p>松くい虫・ナラ枯れ被害対策について、まず松くい虫被害につきましては、令和2年シーズンには、深浦町広戸・追良瀬地区の民有林で83本、国有林で1本の計84本の被害木を確認しています。また、南部町小向地区の民有林では2本の被害木を確認しています。</p> <p>今年度は、被害拡大防止対策として、上空や地上からの監視を徹底するとともに、ヤニ打ち調査を実施しています。また、被害木と枯死木等の全量を駆除しています。</p> <p>防除に向けては、検討会、協議会等を開催するとともに、被害の未然防止に向けて、「伐採、移動、利用に関する留意事項」の周知を図っています。</p> <p>さらに、被害周辺松林の樹種転換として、深浦町と南部町で被害地から半径2キロメートルの範囲のマツ林の一部を伐採、樹種転換を実施しています。</p> <p>今後につきましては、専門家から、これまでの対策の効果が現れていると評価をいただいていることから、引き続き早期発見と駆除の徹底を継続していきます。</p> <p>次に、4ページのナラ枯れ被害です。令和3年シーズンには、深浦町のほか、弘前市、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、中泊町、西目屋村の計7市町村において、11月末現在、昨シーズンの約半分となる22,829本の被害木を確認しており、新たな市町村での被害は確認さ</p>

	<p>れていません。</p> <p>今年度は、上空や地上からの監視を徹底しながら、伐倒くん蒸、立木くん蒸のほか、誘因捕殺による駆除の徹底を行っています。</p> <p>具体的には、深浦町風合瀬地区以北及び弘前市をはじめとする6市町村では被害発生初期ということで、被害木の伐倒くん蒸又は立木くん蒸処理を実施しています。深浦町麩木地区以南は被害発生中期以降ということで、「おとり丸太法」により媒介昆虫を誘引捕殺しています。また、十二湖周辺は景観を考慮し、被害木の伐倒くん蒸等を実施しています。</p> <p>被害の未然防止に向けた取組としては、「伐採、移動、利用に関する留意事項」の周知や、未被害材の有効利用による森林の若返りを図ることで、被害に強い森林づくりの取組を推進しています。</p> <p>また、防除に向けた検討会や協議会等を開催するとともに、被害木の有効利用に関する検証として、岐阜県の先行研究を参考に、被害木を薪とすることで有効利用を図りながら、駆除効果が発揮されるかの検証を、秋と冬に薪にして実施しているところです。</p> <p>今後につきましては、被害の拡大を防止するため、引き続き、専門家の意見を参考に、青森県ナラ枯れ被害対策基本方針に基づき、東北森林管理局や市町村と連携しながら、被害状況に応じた対策を継続していきます。松くい虫・ナラ枯れ被害対策の報告は以上となります。</p>
治山・林道 GM	<p>続きまして、令和3年8月9日からの大雨災害による下北地域の林地被害について報告します。</p> <p>まず、大雨災害の概要についてです。下風呂地区では、8月9日からの24時間の降雨量が369ミリメートルに達し、2001年の観測開始以降で最大の降雨となりました。</p> <p>これによる被害は、民有林では、11地区で10億4,880万円となりました。</p> <p>次に、林地被害の状況として、むつ市、風間浦村の民有林、国有林において、山腹斜面の崩壊や溪流からの土砂流出、治山ダムや林道施設が損壊したほか、大量の流木が河川や海岸に堆積しました。</p> <p>資料にある写真は、被害状況となります。報道等にあった小赤川橋の落橋や、国道279号線が寸断された状況がわかると思います。</p> <p>これまでの対応として、林地被害については、航空機からの撮影画像や現地踏査により被害状況を調査しました。また、県と県議会の連名による早期復旧に関する国への緊急要望を行いました。</p> <p>そして、災害復旧事業を活用する7地区9か所について、国が書類審査や災害査定を実施しました。</p> <p>流木処理については、河川や海岸等に堆積した流木をむつ市、風間浦村の仮置き場へ搬出しました。流木の大半はヒバで、活用可能な木材も見られたことから、有効活用を図るための協定を、県、むつ市、風間浦村、青</p>

	<p>森県森林組合連合会、青森県木材協同組合が締結しました。</p> <p>今後については、林地被害では、災害復旧事業を活用する7地区9か所の工事は、年度内から順次工事に着手し、そのほかの地区では、県費単独事業や次年度の治山事業等で順次対応していきます。</p> <p>令和5年度内の完了を目指して復旧を進めていく方針です。なお、復旧対策の概要は、荒廃した溪流から土砂等の流出を防ぐための治山ダム工や、崩れた山腹斜面を安定させる法面工事などを実施します。</p> <p>次に、流木処理については、製材用に活用できるヒバ流木は青森県森林組合連合会が搬出し、青森県木材協同組合とともに地元事業者を中心に提供していきます。また、薪用に活用できる流木は県が公募により地元住民を中心に提供していきます。活用できない流木は廃棄物として処理することになります。</p> <p>大雨災害関係の報告は以上です。</p>
森林計画 GM	<p>本県における林地開発許可の状況について報告します。</p> <p>令和2年度の新規及び変更許可件数と許可面積は、県全体で9件、49ヘクタールで、このうち再生可能エネルギー発電施設は6件、44ヘクタールとなっています。</p> <p>次に、令和2年度に許可した各地域における林地開発許可の状況として、中南地域では、黒石市において、岩石採取で46ヘクタールを34ヘクタールに、12ヘクタール減ずる許可を行いました。</p> <p>三八地域では、太陽光発電施設の設置として、南部町において15ヘクタール、8ヘクタール、6ヘクタールを許可しています。</p> <p>西北地域では、小型風力発電施設の設置として、深浦町で4ヘクタールの許可を行いました。</p> <p>上北地域では、太陽光発電施設の設置として六戸町で5ヘクタールを、風力発電施設の設置として六ヶ所村で3ヘクタール、牛舎の建設として七戸町において5ヘクタール、ブロイラー鶏舎の建設として東北町において11ヘクタールを許可しています。</p> <p>このうち、南部町の太陽光発電施設と東北町のブロイラー鶏舎建設は森林保全部会で御審議いただいています。</p> <p>最後に、林地開発許可の実績ですが、平成23年度から令和2年度までの10年間で190件、1,092ヘクタールの林地開発を許可しており、特に、平成24年度以降は、再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入されたので、許可の件数及び面積ともに多くなっています。</p> <p>林地開発許可の報告は以上です。</p>
森林計画 GM	<p>次に、2 林業の持続的かつ健全な発展です。まず、スマート林業の推進について報告します。</p> <p>林業分野において、地理空間情報等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とする「スマート林業」の取</p>

	<p>組が全国的に進んでおり、本県においても、森林資源情報をはじめ効率的な林業生産活動を早期に推進するための取組を実施しています。</p> <p>今年度は、森林資源の高度化に向けた取組として、航空レーザ計測による森林資源解析を実施しています。具体的には、正確な地形や森林情報データを取得するための航空レーザ計測について、令和2年度は平川市、大鰐町で10,900ヘクタールを実施し、令和3年度は青森市、八戸市、むつ市、平内町において計30,750ヘクタールを実施予定で、県内民有林面積の約13パーセントをカバーする見込みとなっています。</p> <p>また、航空レーザ計測や空中写真等を用いた森林計測手法について、手法ごとのコストと精度を検証し、低コストで森林資源情報を把握する手法を確立するため、森林総合研究所東北支所に業務を委託しているほか、林業事業者や市町村職員を対象に、ドローンの操作技術や次世代GNSS操作方法を習得するための研修会を開催しています。なお、GNSSとは、米国のGPSや、ロシア、EUの測位衛星システムの電波を受信する機器のことです。</p> <p>12ページは、多目的造林機械の活用に関する検討会の開催として、県林業普及指導員を対象に、多目的造林機械、名称が「山もつとジョージ」といいますが、この実演や現地協議等を行い、各地域での活用や普及に向けた検討会を開催しています。山もつとジョージは、伐根粉碎、下刈、残材集材、荷物運搬等の各種造林作業を1台で行うことができる多目的造林機械です。</p> <p>また、森林クラウドの基本構想を策定する業務委託を行い、本県に適したシステムの仕様を作成しています。さらに、市町村、林業事業者を対象とした森林クラウドシステム研修会を開催し、システムの問題点・改善点等を検証しているところです。</p> <p>今後は、低コストな森林計測手法の普及により、市町村や林業事業者等における森林調査を促進していきます。また、森林クラウドシステムを活用した、県、市町村、林業事業者等における森林情報の共有と各種手続きの省力化を図っていきます。</p> <p>スマート林業の推進については以上です。</p>
<p>企画 GM</p>	<p>次に、林業労働力の育成・確保について報告します。</p> <p>地域林業の中核となる担い手を安定的に確保していくため、林業の「かっこよさ」や「おもしろさ」などの魅力発信や、職業として「林業」を選択してもらうための「仕事体験」に加え、就業希望者に対する研修として「青い森林業アカデミー」を令和3年4月に開講しました。</p> <p>今年度は、林業の魅力発信として、森林・林業の概要や仕事の内容などについて、高校・大学等での出前授業を実施したほか、イキイキと働く「キコリ」をテーマとして県内博物館やスーパー等で写真展を開催しました。</p> <p>次に、仕事体験として、若者の就業意欲を喚起する取組として、高校生</p>

	<p>や大学生を対象とした林業の仕事体験を開催しました。</p> <p>14ページです。青い森林業アカデミーについて、今年度は、8名の研修生に対して、森林・林業の知識に関する座学や、資格の取得、チェーンソー操作などの基礎訓練、植栽・下刈り・伐採実習等を実施しています。</p> <p>写真のように、本県の特徴でもある、世界伐木チャンピオンシップの出場選手による伐木指導なども行っています。</p> <p>また、令和4年度の研修生募集については、県内の高校訪問や、教諭向けの参観デーを実施したほか、オープンキャンパスを8月に開催しました。これまでに、高校推薦及び一般前期の選考試験で計7名が合格し、現在、一般後期申請を受付中です。</p> <p>今後は、まず、労働力の確保及び支援措置の基本方向を明らかにする「青森県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」について、令和4年8月からの5か年計画を策定します。</p> <p>また、小・中・高校生等への出前授業や仕事体験に加え、令和4年5月に青森市で開催される「日本伐木チャンピオンシップ」の場などを活用して林業の魅力を発信します。</p> <p>そして、「青い森林業アカデミー」の運営や、国の「緑の雇用」事業等による、就業前から就業後までの人材育成対策を実施していきます。</p> <p>林業労働力の育成・確保については以上です。</p>
林産振興 GM	<p>それでは、3 県産材の安定供給と利用の確保についてです。</p> <p>まず、県産材の安定供給として、六戸町のLVL工場の操業状況です。住宅用の柱や筋交いなどを生産するLVL工場では、令和2年度はコロナ禍の影響を受けたものの、現在は順調に操業しています。</p> <p>また、発電用木質バイオマスチップ製造施設等の操業状況として、平成24年7月のFIT、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始を契機に県内での取組が開始され、順調に操業しています。</p> <p>今後は、事業主体に対する指導助言や林業事業者との原木需給情報の共有を行うとともに、路網整備や高性能林業機械の導入等に対して支援していきます。</p> <p>次に、県産材の利用促進です。まず、県内の公共建築物では、国事業を活用して県産材を利用した公共建築物等の整備を支援しているほか、建築予定のある市町村長に対して、林業関係団体と連携し要請活動を実施しています。</p> <p>令和3年度は、弘前市や黒石市、平川市、蓬田村において要請活動を行っています。</p> <p>県内の公共建築物以外、一般住宅や土木利用としては、一般消費者の利用意識を高めるため、SNS等を活用し、県産材住宅PR動画やwebカタログを用いた情報発信を行っているほか、「あおもり産木造住宅コンテスト」の実施支援による県産材住宅の普及啓発に取り組んでいます。</p>

	<p>また、地元工務店や建具店等の取組を紹介した県産材の情報誌の作成・配布や、県内工務店による各種 I T 機器等を活用した非接触型営業の指導及び普及を行っています。</p> <p>県外向けとしては、県産材 P R 動画や w e b カタログを用いた情報発信のほか、オンライン展示会・商談会による、直接的な販促活動を行っています。</p> <p>今後は、継続した一般消費者への情報発信や工務店等への利用の働きかけに加え、木材の安定需給や建築物全般での利用促進など、将来的なカーボンニュートラルの実現を見据えた取組を推進していきます。</p> <p>県産材の安定供給と利用の確保は以上です。</p>
林産振興 GM	<p>引き続き、4 山村地域の活性化として、青森きくらげの生産振興について報告します。</p> <p>昨年度デビューした「青森きくらげ」は、今年度、生産者・生産量ともに増加し、38 者が約 10 トンの生産・販売見込みとなっています。なお、昨年度は生産者 27 者が 3 トンを生産しました。</p> <p>今年度は、栽培・管理技術の向上として、現地指導による栽培・管理技術の普及や、商品イメージ向上のため、荷姿等の平準化、白化現象を抑制する栽培・管理技術を確立するための調査を実施しています。</p> <p>具体的には、生産者向けの栽培講習会を 6 月に十和田市と五所川原市で各 1 回、7 月に 2 回開催し、約 60 名が参加しました。</p> <p>また、市場出荷基準の普及に向けては、7 月の栽培講習会 2 回に併催して、生産者約 20 名に量目や荷姿等の市場出荷基準を普及しました。</p> <p>次に、「青森きくらげ生産・販売振興会」です。生産者や研究機関、県の 42 者で構成する振興会の運営を行っています。</p> <p>P R の状況として、これは、県の総合販売戦略課が実施しており、県内メディアを中心に、「食べ方」を中心とした紹介が行われ、訴求力のある P R を展開しているほか、県内飲食店等で「青森きくらげ」を使用したメニュー提供を実施し、ブランド化を図る取組を進めています。</p> <p>今後は、生産者によって形状不良の発生や収量のバラツキが見られることから、栽培技術の向上のための栽培講習会と現地指導を実施していきます。</p> <p>また、流通関係者から、生産者ごとに直径や厚さ等の品質が異なるとの意見が出されたことから、商品の品質均一化に向けた市場出荷基準マニュアルを更新します。</p> <p>さらに、乾燥品以外の新たな加工品がなかったことから、加工品を試作する予定としています。</p> <p>森林・林業施策の取組の報告は以上となります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から資料 5 について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。御発言をお願いします。</p>

坪委員	<p>15ページの、発電用木質バイオマスチップ製造施設等の操業状況について、エムピーエム王子エコエネルギー株式会社の令和2年度の原木調達量が急に増えていますが、このような急増による他への影響はないのか、お聞かせ下さい。</p> <p>また、津軽バイオチップやみちのくバイオエナジーとは計画量が桁違いに大きいのですが、どのような理由なのか伺います。</p>
林産振興 GM	<p>エムピーエム王子エコエネルギーは、御指摘のとおり、令和2年度の原木調達量実績が令和元年度に比べて大幅に増加しています。</p> <p>これは、令和元年は9月からの操業で、試験操業というところもございましたので低い実績となっています。</p> <p>令和2年度は、安定操業したということに加えて、製紙価格の低下により製紙向けの供給がストップしたことがあり、供給会社からの意見を踏まえて、その分を引き受けた経緯がございます。</p> <p>このため、他の木材工場への影響はないと聞いています。</p> <p>計画量については、他のバイオマスチップ製造施設、津軽バイオチップやみちのくバイオエナジーでは、一般の木材のみを原料としているのに対して、エムピーエム王子エコエネルギーは、外材やヤシ殻、廃材なども原料としており、発電規模が2社と比べて大きく違っています。そもそもの売電規模が違うというところであります。</p>
齋藤委員	<p>再造林について、製材業を行っている立場から意見させていただきます。我々としては、製材できる原木を長く供給して欲しいと考えており、問題は再造林であると考えています。現在青森県では2割ということですが、このままでいいのかなと思っています。</p> <p>そこで、2ページの(2)に、「きめ細やかな森林経営プランについて検討に着手」とありますが、まず森林経営プランとは、どのようなものなのか、また、それがいつ頃出てくるのかということについて、お伺いしたいと思います。</p>
森林整備 GM	<p>森林経営プランについて、県では、所有規模や苗木の種類、植栽本数、一貫作業の有無、下刈り回数、間伐回数などの条件ごとに、詳細な経費を調査した上で収支計算を行い、森林所有者へ再造林を提案するツールとして考えており、県レベルの委員会や各県民局に設置した協議会の意見を取り入れて、今年と来年の2年で検討して、令和4年度末までに作成する予定としています。</p>
齋藤委員	<p>伐採量が5年前の倍以上になっている状況で、統計上では資源量は成長に伴い充実していることにはなっていますが、実際に我々が伐採できる森林ということで考えると、そう甘くはないだろうと感じます。</p> <p>このため、SDGs、持続可能な資源として循環利用していただけるのか、やはり再造林率をあげる必要があると考えますので、この森林経営プランに期待します。是非よろしくお願ひします。</p>

議長	ほかに、御質問、御意見はありませんか。 【なしとの声】
議長	それでは、委員の皆様には、活発な御意見等をいただきありがとうございました。 県においては、各委員から出されました意見・提言等を、今後の森林・林業施策の参考とされるようお願いいたします。 これをもって議事を終了します。委員の皆様には、議事進行に御協力いただき感謝申し上げます。どうもありがとうございました。
司会	本間会長、どうもありがとうございました。 それでは次に、その他といたしまして、皆様から何かございませんか。 【なしとの声】 ないようですので、閉会とします。 閉会に当たりまして、石澤農林水産部次長から挨拶がございます。
石澤次長	本間会長はじめ委員の皆様方には、長時間にわたり活発に御発言をいただくとともに、貴重な御意見、御提言を賜り、心から感謝申し上げます。 本日頂戴いたしました御意見等を踏まえ、国や市町村、関係団体と連携しながら、森林整備の推進や、県産材の利用促進、人材育成などの各種施策に、積極的に取り組んで参りますので、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。 本日は、誠にありがとうございました。
司会	これをもちまして、第86回青森県森林審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

第86回青森県森林審議会の顛末については、前記議事録のとおり相違ないことを証明します。

令和4年 / 月 / 9 日

委員 大山 慎司

委員 下久保 仁志